

地方財政の充実・強化に関する意見書

いま、地方公共団体には、急激な少子・高齢化にともなう社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、感染症対策、D X化、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたり新たな役割が求められています。

政府はこれまで「骨太方針 2021」に基づき、令和 3 年度の地方一般財源水準を令和 6 年度まで確保することとしてきました。

よって、政府及び国会におかれましては、増大する行政需要に十分対応するために、以下の事項を実現されるよう強く要望します。

記

- 1 社会保障の充実、地域活性化、D X化、脱炭素化、物価高騰対策、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視しつつ、現行の水準にとどまらない、より積極的な地方財源の確保・充実を図ること。
- 2 とりわけ、子育て対策、地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、引き続き、地方単独事業分も含めた、十分な社会保障経費の拡充を図ること。
- 3 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。
- 4 政府が減税政策を行う場合、地方財政に影響が出ないよう、その財源は必ず保障すること。
- 5 「地方創生推進費」として確保されている 1 兆円については、現行の財政需要において不可欠な規模となっていることから、恒久的財源としてより明確に位置付けること。
- 6 自治体業務システムの標準化・共通化に向け、その移行に係る経費と、移行の影響を受けるシステムの改修経費まで含め、デジタル

基盤改革支援補助金を拡充するなど、引き続き必要な財源を保障すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

令和6年7月2日

尾 道 市 議 会

関係行政庁及び国会あて